

## 相談機能を有する公の施設の集約化について

行財政構造改革大綱2008において、相談機能を有する公の施設を集約することとしており、次のとおり実施する。

### 1 目的

相談機能を有する公の施設を岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(以下、「きらめきプラザ」という。)に集約し、各施設が連携しながら相談業務の機能を充実させることにより、県民の利便性を高め、より一層の県民サービスの向上を図る。

### 2 対象施設(8施設)

- ・岡山県消費生活センター ①
  - ・岡山県交通事故相談所 ②
  - ・岡山県青少年総合相談センター ③
  - ・岡山県男女共同参画推進センター ④
  - ・岡山県福祉相談センター
  - ・岡山県身体障害者更生相談所
  - ・岡山県知的障害者更生相談所
  - ・岡山県女性相談所
- ⑤

### 3 取組内容

#### (1) 施設の集約

きらめきプラザ設置時に、福祉部門の相談施設⑤と消費生活センター①を集約し、それ以降、男女共同参画推進センター④(H20年9月移転)や交通事故相談所②(H21年3月移転)を移設したところであるが、今年度末に青少年総合相談センター③を移設することにより、相談機能を有する主な施設を一箇所に集約することとなる。

#### (2) 相談業務の連携

県民からの相談に対し、各施設において専門性を高めながら相談業務にあっているが、施設間の連携した対応が求められることも多いことから、各施設の業務連携はもとより、直接、相談業務にあたる相談員どうしの専門的な情報の共有や相談事案への連携した対応等がスムーズに行える体制を整え、相談業務の充実を図る。

また、各施設の相談業務に関するポータルサイトを開設し、相談窓口をわかりやすく説明することにより、県民サービスの向上に努める。

### 4 実施時期

平成22年4月から

### 5 その他

公の施設(上記対象8施設)に加え、きらめきプラザ内の岡山県中央児童相談所や青少年総合相談センターとともに移転する岡山県警察岡山少年サポートセンターについてもあわせて連携を図る。

## 各施設の業務概要

施設名	業務概要	
消費生活センター① (消費者基本法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費生活に関する相談</li> <li>消費生活に関する苦情処理、知識啓発、情報提供 など</li> </ul>	
交通事故相談所② (交通安全対策基本法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通事故に関する相談 など</li> </ul>	
青少年総合相談センター③	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年に関する相談 など</li> <li>総合相談窓口</li> <li>教育相談</li> <li>進路相談</li> <li>子どもほっとライン</li> <li>すこやか育児テレホン</li> </ul>	
岡山県警察 岡山少年サポート センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>青少年に関する相談 (ヤングテレホン・いじめ110番)</li> <li>少年の補導、要保護少年の保護、少年非行防止広報啓発 など</li> </ul>	
男女共同参画推進センター④	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画に関する相談</li> <li>男女共同参画社会の形成促進のための活動支援、講座及び研修会の開催</li> <li>就業に関する情報の提供</li> <li>配偶者暴力相談支援センター業務 など</li> </ul>	
福祉相談 センター ⑤	身体障害者更生 相談所⑤ (身体障害者福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者に関する相談</li> <li>巡回更生相談</li> <li>自立支援医療、補装具に関する判定</li> <li>地域生活及び自立支援の推進 など</li> </ul>
	知的障害者更生 相談所⑤ (知的障害者福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者に関する相談</li> <li>巡回更生相談</li> <li>療育手帳に関する判定</li> <li>地域生活及び自立支援の推進 など</li> </ul>
	女性相談所⑤ (売春防止法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性がかかえる問題や悩みの相談</li> <li>女子の保護更生に関する業務</li> <li>配偶者暴力相談支援センター業務 など</li> </ul>
	中央児童相談所 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童に関する相談、調査、指導及び市町村への情報提供、支援</li> <li>児童の医学的、心理学的判定、措置、指導及び一時保護 など</li> </ul>